

(建築士法施行規則の一部改正)

第四条 建築士法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後

(一級建築士名簿の閲覧)

第九条の二 国土交通大臣は、法第六条第二項の規定により一級建築士名簿を一般の閲覧に供するため、閲覧規則を定めてこれを告示しなければならない。

(削る)

(規定の適用)

第九条の七 中央指定登録機関が法第十条の四第一項に規定する一級建築士登録等事務を行う場合における第一条の四、第一条の五第一項及び第二項、第二条、第四条から第五条まで、第六条第五項、第七条並びに第九条の二から第九条の五までの規定の適用については、これらの規定(第一条の五第一項及び第二項を除く。)中「国土交通大臣」とあるのは「中央指定登録機関」と、第一条の五第一項及び第二項中「これを国土交通大臣」とあるのは「これを中央指定登録機関」と、第二条第一項中「第二号書式による一級建築士免許証」とあるのは「一級建築士免許証明書」と、第四条の二の見出し及び同条第三項並びに第五条の見出し及び同条第二項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第四条の二第一項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第二項中「法第五条第三項の規定により免許証」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第五条第三項の規定により免許証明書」と、第五条第三項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第七条第一項中「免許を取り消した場合又は第六条第四項の届出があった場合」とあるのは「国土交通大臣が免許を取り消した場合又は建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第十二条第一項の規

改正前

(一級建築士名簿の閲覧)

第九条の二 国土交通大臣は、法第六条第二項の規定により一級建築士名簿を一般の閲覧に供するため、登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)を設けなければならない。

2|| 国土交通大臣は、前項の規定により閲覧所を設けたときは、当該閲覧所の閲覧規則を定めるとともに、当該閲覧所の場所及び閲覧規則を告示しなければならない。

(規定の適用)

第九条の七 中央指定登録機関が法第十条の四第一項に規定する一級建築士登録等事務を行う場合における第一条の四、第一条の五第一項及び第二項、第二条、第四条から第五条まで、第六条第五項、第七条並びに第九条の二から第九条の五までの規定の適用については、これらの規定(第一条の五第一項及び第二項を除く。)中「国土交通大臣」とあるのは「中央指定登録機関」と、第一条の五第一項及び第二項中「これを国土交通大臣」とあるのは「これを中央指定登録機関」と、第二条第一項中「第二号書式による一級建築士免許証」とあるのは「一級建築士免許証明書」と、第四条の二の見出し及び同条第三項並びに第五条の見出し及び同条第二項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第四条の二第一項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第二項中「法第五条第三項の規定により免許証」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第五条第三項の規定により免許証明書」と、第五条第三項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第七条第一項中「免許を取り消した場合又は第六条第四項の届出があった場合」とあるのは「国土交通大臣が免許を取り消した場合又は建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第十二条第一項の規

定により第六条第四項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」と、第九条の二中「法第六条第二項」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第六条第二項」と、「告示」とあるのは「公示」と、第九条の三第一項中「法第十条の三第一項又は同条第二項」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第十条の三第一項又は同条第二項」と、同条第三項中「第三号の三書式による構造設計一級建築士証又は第三号の四書式による設備設計一級建築士証」とあるのは「構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証」と、第九条の四第二項中「法第十条の三第四項」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第十条の三第四項」とする。

(工事監理報告に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十七条の十六 法第二十条第四項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 建築士の使用に係る電子計算機と建築主の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された結果を電気通信回線を通じて建築主の閲覧に供し、当該建築主の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該結果を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもつて調製するファイルに結果を記録し

定により第六条第四項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」と、第九条の二第一項中「法第六条第二項」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第六条第二項」と、同条第二項中「告示」とあるのは「公示」と、第九条の三第一項中「法第十条の三第一項又は同条第二項」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第十条の三第一項又は同条第二項」と、同条第三項中「第三号の三書式による構造設計一級建築士証又は第三号の四書式による設備設計一級建築士証」とあるのは「構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証」と、第九条の四第二項中「法第十条の三第四項」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第十条の三第四項」とする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第十七条の十六 法第二十条第四項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 建築士の使用に係る電子計算機と建築主の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された結果を電気通信回線を通じて建築主の閲覧に供し、当該建築主の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該結果を記録する方法(法第二十条第四項前段に規定する方法による結果の報告を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに結果を記録したものを交付する方法

たものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 建築主がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができものであること。

二 ファイルに記録された結果について、改変を防止するための措置を講じていること。

三 前項第一号に掲げる方法にあつては、結果を建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を建築主に対し通知するものであること。ただし、当該建築主が当該結果を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、建築士の使用に係る電子計算機と、建築主の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(工事監理報告に係る電磁的方法の種類及び方法)

第十七条の十七 建築士法施行令(昭和二十五年政令第二百一十号。以下「令」という。)第七条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号に規定する方法のうち建築士が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(工事監理報告に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)

第十七条の十七の二 令第七条第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 建築主の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて建築士の使用に係る電子計算機に令第七条第一項の承諾又は同条第二項の申出(以下この項において「承諾等」という。)をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

2 前項に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならぬ。

一 建築主がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができものであること。

二 ファイルに記録された結果について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

(新設)

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、建築士の使用に係る電子計算機と、建築主の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第十七条の十七 建築士法施行令(昭和二十五年政令第二百一十号。以下「令」という。)第七条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項に規定する方法のうち建築士が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(新設)

- ロ 建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて建築主の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法
- 二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、建築士がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
- 3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、建築士の使用に係る電子計算機と、建築主の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(構造設計一級建築士への法適合確認)

第十七条の十七の二 (略)

2 (略)

(登録の申請)
第十七条の十九 (略)

2 (略)

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 個人である場合においては、次に掲げる書類

イ 住民票の抄本若しくは個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)の写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証明する書類

ロ (略)

二〇六 (略)

(延べ面積が三百平方メートルを超える建築物に係る契約に係る書面

(構造設計一級建築士への法適合確認)

第十七条の十七の二 (略)

2 (略)

(登録の申請)
第十七条の十九 (略)

2 (略)

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 個人である場合においては、次に掲げる書類

イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面

ロ (略)

二〇六 (略)

(情報通信の技術を利用する方法)

の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十七条の三十九 法第二十二條の三の三第四項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者の使用に係る電子計算機と契約の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて契約の相手方の閲覧に供し、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該書面に記載すべき事項を記録する方法
- 二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。
 - 一 契約の相手方がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものであること。
 - 二 ファイルに記録された書面に記載すべき事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。
 - 三 前項第一号ロに掲げる措置にあつては、書面に記載すべき事項を設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を契約の相手方に対し通知するものであること。ただし、当該契約の相手方が当該書面に記載すべき事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。
- 3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者の使用に係る電子計算機と、契約の相手方の使

第十七条の三十九 第十七条の十六の規定は、法第二十二條の三の三第

一項又は第二項の規定により契約の相手方に書面の交付をしようとするときについて準用する。この場合において、第十七条の十六第一項第一号及び第三項中「建築士」とあるのは「設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者」と、同条第一項第一号ロ及び第二号並びに第二項第二号中「結果」とあるのは「書面に記載すべき事項」と、同条第一項第一号ロ中「報告」とあるのは「通知」と読み替えるものとする。

用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(延べ面積が三百平方メートルを超える建築物に係る契約に係る書面の交付に係る電磁的方法の種類及び方法)

第十七条の四十 令第八条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号に規定する方法のうち設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(延べ面積が三百平方メートルを超える建築物に係る契約に係る書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)

第十七条の四十一 令第八条第一項において準用する令第七条第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 契約の相手方の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者の使用に係る電子計算機に令第八条第一項において準用する令第七条第一項の承諾又は令第八条第一項において準用する令第七条第二項の申出(以下この項において「承諾等」という。)をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて契約の相手方の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法
- 二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

第十七条の四十 第十七条の十七の規定は、令第七条第三項において同条第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十七条の十七第一号中「前条第一項」とあるのは「第十七条の三十九において読み替えて準用する第十七条の十六第一項」と、「建築士」とあるのは「設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者」と読み替えるものとする。

(新設)

2 前項各号に掲げる方法は、設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者の使用に係る電子計算機と、契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(重要事項説明に係る書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)
第二十二条の二の三 法第二十四条の七第三項の国土交通省令で定める

方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 管理建築士等の使用に係る電子計算機と建築主の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 管理建築士等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて建築主の閲覧に供し、当該建築主の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該書面に記載すべき事項を記録する方法

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 建築主がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができものであること。

二 ファイルに記録された書面に記載すべき事項について、改変を防止するための措置を講じていること。

三 前項第一号ロに掲げる措置にあつては、書面に記載すべき事項を管理建築士等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録

(新設)

する旨又は記録した旨を建築主に対し通知するものであること。ただし、当該建築主が当該書面に記載すべき事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、管理建築士等の使用に係る電子計算機と、建築主の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（重要事項説明に係る書面の交付に係る電磁的方法の種類及び方法）

第二十二條の二の四 令第八条第二項において準用する令第七条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号に規定する方法のうち管理建築士等が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

（重要事項説明に係る書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第二十二條の二の五 令第八条第二項において準用する令第七条第一項

の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 建築主の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて管理建築士等の使用に係る電子計算機に令第八条第二項において準用する令第七条第一項の承諾又は令第八条第二項において準用する令第七条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 管理建築士等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて建築主の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

（新設）

（新設）

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、管理建築士等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、管理建築士等の使用に係る電子計算機と、建築主の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第二十二條の四 法第二十四條の八第二項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
イ 建築士事務所の開設者の使用に係る電子計算機と委託者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 建築士事務所の開設者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて委託者の閲覧に供し、当該委託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該書面に記載すべき事項を記録する方法
二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 委託者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものであること。
二 ファイルに記録された書面に記載すべき事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

(情報通信の技術を利用する方法)

第二十二條の四 第十七条の十六の規定は、法第二十四條の八第一項の規定により委託者に書面の交付をしようとするときについて準用する。この場合において、第十七条の十六第一項第一号及び第三項中「建築士」とあるのは「建築士事務所の開設者」と、同条第一項第一号ロ及び第二号並びに第二項第二号中「結果」とあるのは「書面に記載すべき事項」と、同条第一項第一号ロ中「報告」とあるのは「通知」と読み替えるものとする。

三 前項第一号ロに掲げる措置にあつては、書面に記載すべき事項を建築士事務所の開設者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を委託者に対し通知するものであること。ただし、当該委託者が当該書面に記載すべき事項を閲覧していただくことを確認したときはこの限りではない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、建築士事務所の開設者の使用に係る電子計算機と、委託者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(書面の交付に係る電磁的方法の種類及び方法)

第二十二条の五 令第八条第三項において準用する令第七条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号に規定する方法のうち建築士事務所の開設者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)

第二十二条の五の二 令第八条第三項において準用する令第七条第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 委託者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて建築士事務所の開設者の使用に係る電子計算機に令第八条第三項において準用する令第七条第一項の承諾又は令第八条第三項において準用する令第七条第二項の申出(以下この項において「承諾等」という。)をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 建築士事務所の開設者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて委託者の閲覧に供し、当該電子計算機に備

第二十二条の五 第十七条の十七の規定は、令第七条第四項において同条第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十七条の十七第一号中「前条第一項」とあるのは「第二十二条の四第一項において読み替えて準用する第十七条の十六第一項」と、「建築士」とあるのは「建築士事務所の開設者」と読み替えるものとする。

(新設)

えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、建築士事務所の開設者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、建築士事務所の開設者の使用に係る電子計算機と、委託者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第四号書式（第十七条の十四の二関係）(A4)

構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書
 建築士法第20条第2項の規定により、別添の構造計算書によって下記の建築物の安全性を確かめたことを証明します。

() 建築士 () 登録第 年 月 日
 氏名 () 知事登録第 号
 所在地 電話 番

委託者 殿

建築物の所在地	
建築物の名称及び用途	
建築面積	m ²
延べ面積	m ²
高さ	1 最高の高さ m 2 最高の軒の高さ m
階数	地上 階 地下 階
構造	造 一部 造
建築物の区分	1 建築基準法（以下「法」という。）第20条第1項第1号に掲げる建築物 2 法第20条第1項第2号に掲げる建築物 3 法第20条第1項第3号に掲げる建築物 4 法第20条第1項第4号に掲げる建築物
別添の構造計算書に係る構造計算の種類	1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第81条第1項に定める基準に従った構造計算 2 令第81条第2項第1号イに規定する構造計算 3 令第81条第2項第1号ロに規定する構造計算 4 令第81条第2項第2号イに規定する構造計算 5 令第81条第3項に定める基準に従った構造計算 6 その他（ ）
別添の構造計算書に係る構造計算の方法	1 国土交通大臣が定めた方法によるもの 2 国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの
当該構造計算に用いたプログラム	1 名称（ ） 2 国土交通大臣の認定 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 3 認定番号（ ）
備考	

第四号書式（第十七条の十四の二関係）(A4)

構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書
 建築士法第20条第2項の規定により、別添の構造計算書によって下記の建築物の安全性を確かめたことを証明します。

() 建築士 () 登録第 年 月 日
 氏名 () 知事登録第 号
 所在地 電話 番

委託者 殿

建築物の所在地	
建築物の名称及び用途	
建築面積	m ²
延べ面積	m ²
高さ	1 最高の高さ m 2 最高の軒の高さ m
階数	地上 階 地下 階
構造	造 一部 造
建築物の区分	1 建築基準法（以下「法」という。）第20条第1項第1号に掲げる建築物 2 法第20条第1項第2号に掲げる建築物 3 法第20条第1項第3号に掲げる建築物 4 法第20条第1項第4号に掲げる建築物
別添の構造計算書に係る構造計算の種類	1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第81条第1項に定める基準に従った構造計算 2 令第81条第2項第1号イに規定する構造計算 3 令第81条第2項第1号ロに規定する構造計算 4 令第81条第2項第2号イに規定する構造計算 5 令第81条第3項に定める基準に従った構造計算 6 その他（ ）
別添の構造計算書に係る構造計算の方法	1 国土交通大臣が定めた方法によるもの 2 国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの
当該構造計算に用いたプログラム	1 名称（ ） 2 国土交通大臣の認定 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 3 認定番号（ ）
備考	

〔記入注意〕 (別名)

1 構造計算を共同で行った場合においては、連名で証明してください。

2 建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合にあつては、当該建築物の部分ごとにこの証明書を作成し、設計の委託者に交付してください。

3 「建築物の区分」の欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。

4 「別添の構造計算書に係る構造計算の種類」の欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。「6 その他」に該当する場合は、具体的な構造計算の方法を併せて記入してください。

5 「別添の構造計算書に係る構造計算の方法」の欄は、「別添の構造計算書に係る構造計算の種類」の欄で1又は6のいずれかを選択した場合は記入する必要はありません。

6 「当該構造計算に用いたプログラム」の欄は、プログラムを用いて構造計算を行った場合に記入してください。複数のプログラムを用いた場合は、すべてのプログラムについて記入してください。

7 次の①から③までに掲げる場合に該当する場合は、「備考」の欄に、それぞれ当該①から③までに定める事項を記入してください。

① この証明書に係る建築物の部分について構造計算によりその安全性を確かめた場合 その旨及び当該部分

② この証明書に係る建築物の部分について他に構造計算によりその安全性を確かめた建築士がいる場合 その旨及び当該部分

③ この証明書に係る建築物が法第68条の10第1項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分有する場合 その旨及び当該部分

8 7②の場合にあつては、当該建築士が交付した構造計算により安全性を確かめた旨の証明書及びそれに添付された構造計算書を、この証明書に添えてください。

〔記入注意〕

1 この証明書に構造計算書を添え、この証明書と当該構造計算書に割印を押しってください。

2 構造計算を共同で行った場合においては、連名で証明してください。

3 建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合にあつては、当該建築物の部分ごとにこの証明書を作成し、設計の委託者に交付してください。

4 「建築物の区分」の欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。

5 「別添の構造計算書に係る構造計算の種類」の欄は、該当するものを○で囲んでください。「6 その他」に該当する場合は、具体的な構造計算の方法を併せて記入してください。

6 「別添の構造計算書に係る構造計算の方法」の欄は、「別添の構造計算書に係る構造計算の種類」の欄で1又は6のいずれかを選択した場合は記入する必要はありません。

7 「当該構造計算に用いたプログラム」の欄は、プログラムを用いて構造計算を行った場合に記入してください。複数のプログラムを用いた場合は、すべてのプログラムについて記入してください。

8 次の①から③までに掲げる場合に該当する場合は、「備考」の欄に、それぞれ当該①から③までに定める事項を記入してください。

① この証明書に係る建築物の部分について構造計算によりその安全性を確かめた場合 その旨及び当該部分

② この証明書に係る建築物の部分について他に構造計算によりその安全性を確かめた建築士がいる場合 その旨及び当該部分

③ この証明書に係る建築物が法第68条の10第1項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分有する場合 その旨及び当該部分

9 8②の場合にあつては、当該建築士が交付した構造計算により安全性を確かめた旨の証明書及びそれに添付された構造計算書を、この証明書に添えてください。

第四号の二書式（第十七条の十五関係）(A4)
(表面)

工事 監 理 報 告 書

工事監理を終了しましたので、建築士法第20条第3項の規定により、その結果を報告します。

年 月 日

() 建築士 () 登録第 () 号
氏名 () 建築士事務所 () 登録第 () 号
所在地

電話 番 号

建築主 殿

建築物の名称及び所在地	新築・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替			
工事種別	第 号	建築確認番号		
建築確認年月日	年 月 日	建築確認年月日	年 月 日	から
工事期間	年 月 日	変更された設計図書種別	年 月 日	まで
工事期間における主要な設計変更	変更年月日	変更された設計図書種別	変更の概要	
	確認年月日	建築材料、建築設備等の名称及び規格	名称及び規格が定められている設計図書の種類	確認方法の概要
主要な建築材料、建築設備等が設計図書のとおりであることを確認	確認年月日	確認事項	確認事項が定められている設計図書の種類	確認方法の概要
	確認年月日	確認事項		
主要な工事が設計図書のとおり実施されていることの確認	確認年月日	確認事項	確認事項が定められている設計図書の種類	確認方法の概要

第四号の二書式（第十七条の十五関係）(A4)
(表面)

工事 監 理 報 告 書

工事監理を終了しましたので、建築士法第20条第3項の規定により、その結果を報告します。

年 月 日

() 建築士 () 登録第 () 号
氏名 () 建築士事務所 () 登録第 () 号
所在地

電話 番 号

建築主 殿

建築物の名称及び所在地	新築・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替			
工事種別	第 号	建築確認番号		
建築確認年月日	年 月 日	建築確認年月日	年 月 日	から
工事期間	年 月 日	変更された設計図書種別	年 月 日	まで
工事期間における主要な設計変更	変更年月日	変更された設計図書種別	変更の概要	
	確認年月日	建築材料、建築設備等の名称及び規格	名称及び規格が定められている設計図書の種類	確認方法の概要
主要な建築材料、建築設備等が設計図書のとおりであることを確認	確認年月日	確認事項	確認事項が定められている設計図書の種類	確認方法の概要
	確認年月日	確認事項		
主要な工事が設計図書のとおり実施されていることの確認	確認年月日	確認事項	確認事項が定められている設計図書の種類	確認方法の概要

(裏面)

	年月日	確認事項	確認結果の概要
工事完了時における確認			
	年月日	注意の概要	工事施工者の対応と建築主に対する報告の概要
工事施工者に与えた注意			
建築設備に係る意見	意見を聞いた年月日	意見を聞いた者の住所及び氏名	意見を聞いた者の勤務先住所及び名称
			意見を聞いた事項
		電話番号	
備考			

【記入注意】

- 1 工事監理を行った場合においては、連名で報告してください。
 - 1 「工事種別」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
 - 2 「工事期間における主要な設計変更」の欄の変更の概要については、変更の内容、変更の理由等の概要を記入してください。
 - 3 「工事施工者に与えた注意」の欄は、建築士法第18条第3項に規定する注意について記入してください。
 - 4 「建築設備に係る意見」の欄は、建築士法第20条第5項に規定する場合に記入してください。
 - 5 「備考」の欄は、工事監理に関して特に報告すべき事項等を記入してください。
 - 6 ここに記入しきれない場合には、別紙に書いて添えてください。
 - 7

(裏面)

	年月日	確認事項	確認結果の概要
工事完了時における確認			
	年月日	注意の概要	工事施工者の対応と建築主に対する報告の概要
工事施工者に与えた注意			
建築設備に係る意見	意見を聞いた年月日	意見を聞いた者の住所及び氏名	意見を聞いた者の勤務先住所及び名称
			意見を聞いた事項
		電話番号	
備考			

【記入注意】

- 1 工事監理を行った場合においては、連名で報告してください。
 - 1 「工事種別」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
 - 2 「工事期間における主要な設計変更」の欄の変更の概要については、変更の内容、変更の理由等の概要を記入してください。
 - 3 「工事施工者に与えた注意」の欄は、建築士法第18条第3項に規定する注意について記入してください。
 - 4 「建築設備に係る意見」の欄は、建築士法第20条第5項に規定する場合に記入してください。
 - 5 「備考」の欄は、工事監理に関して特に報告すべき事項等を記入してください。
 - 6 ここに記入しきれない場合には、別紙に書いて添えてください。
 - 7

第七号の二書式 (第二十二條の二関係) (A.4)

建築士法第24条の6の規定により閲覧に供する書類

(第一面)

建築士事務所 の 概要

年 月 日現在

建築士事務所	ふりがな	
	所在地	
登録	一級 二級 木造 () 知事登録第 号	
開設者	氏名又は名称	
管理建築士	一級 二級 木造 () 建築士 氏名 登録第 号	
登録の有効期間	年 月 日から	年 月 日まで

【記入注意】 建築士事務所の開設者が法人である場合には、開設者の欄に法人の代表者の氏名を併せて記載してください。

(第二面)

建築士事務所の実績

年 月 日現在

【記入注意】

1 当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。

2 【例】

国土 太郎 東京都 千代田区 霞ヶ関 〇—〇—〇 国土マンション 共同住宅 鉄筋コンクリート造 設計及び工事監理 2007.2.1 五階建延700㎡

委託者	建築物所在地	建築物の名称及び用途	構造及び規模	業務内容	期間

第七号の二書式 (第二十二條の二関係) (A.4)

建築士法第24条の6の規定により閲覧に供する書類

(第一面)

建築士事務所 の 概要

年 月 日現在

建築士事務所	ふりがな	
	所在地	
登録	一級 二級 木造 () 知事登録第 号	
開設者	氏名又は名称	
管理建築士	一級 二級 木造 () 建築士 氏名 登録第 号	
登録の有効期間	年 月 日から	年 月 日まで

【記入注意】 建築士事務所の開設者が法人である場合には、開設者の欄に法人の代表者の氏名を併せて記載してください。

(第二面)

建築士事務所の実績

年 月 日現在

【記入注意】

1 当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。

2 【例】

国土 太郎 東京都 千代田区 霞ヶ関 〇—〇—〇 国土マンション 共同住宅 鉄筋コンクリート造 設計及び工事監理 2007.2.1 五階建延700㎡

委託者	建築物所在地	建築物の名称及び用途	構造及び規模	業務内容	期間

